

千曲市教育委員会告示第7号

千曲市人権教育推進員設置要綱を次のとおり定める。

令和7年3月31日

千曲市教育委員会

教育長 小松 信 美

千曲市人権教育推進員設置要綱

(設置)

第1条 地域の人権教育を推進するため、区又は自治会（以下「区等」という。）に千曲市人権教育推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(職務)

第2条 推進員は、人権教育の推進に関し、次の職務を行う。

- (1) 地域住民のあらゆる人権問題に対する正しい理解の推進及び人権尊重意識の高揚並びにあらゆる差別解消に関すること。
- (2) 区等及び公民館、分館、女性団体、高齢者団体、PTA、育成会等と連携を密にし、地域における人権教育の推進を図ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権教育推進のための活動に関すること。

(委嘱)

第3条 千曲市教育委員会（第6条において「教育委員会」という。）は、区等の長から推薦された者で、適当と認めるものを推進員として委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠による推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研修等)

第5条 推進員は、指導者研修講座等の各種研修会を受講し、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めるものとする。

(補則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に廃止前の千曲市人権教育推進員設置要綱（平成24年千曲市告示第21号）に規定する推進員である者は、この告示の施行の日、第3条の規定により

推進員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる推進員の任期は、第4条の規定にかかわらず、廃止前の千曲市人権教育推進員設置要綱に規定する推進員としての任期の残任期間と同一の期間とする。